

平成18年(2006年)12月1日
建設委員会資料
都市整備部土木分野

訴訟事件の判決について

1 事件名 自転車等撤去処分取消請求事件（東京地方裁判所 平成18年（行ウ）
第271号）

2 当事者 原告 中野区民
被告 中野区

3 訴訟の経過

平成18年(2006年) 6月12日 東京地方裁判所に訴えの提起
11月10日 東京地方裁判所で請求棄却の判決言渡し

4 事業の概要

本件は、区長が原告の自転車を撤去し、保管した上、撤去費用等として原告から5,000円を徴収したことから、原告が上記撤去及び保管は違法であるなどと主張して、被告に対し、不当利得返還あるいは国家賠償として、本件撤去費用等相当額5,000円等の支払を求める事業である。

5 請求の趣旨

被告は、原告に対し、5,000円及びこれに対する平成18年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 判決

主文

ア 原告の請求を棄却する。
イ 訴訟費用は原告の負担とする。

判決理由の要旨

ア 規制区域内に放置されていた本件自転車を撤去して保管場所に保管し、本件自転車を返還する際に原告から撤去費用等として5,000円を徴収した区長の各行為は、いずれも自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、中野区自転車等放置防止条例及び中野区自転車等放置防

止条例施行規則（以下「規則」という。）の規定に基づく適法なものである。

イ　原告は、区長が本件自転車に記載された原告の連絡先に問い合わせをしなかったことが違法である旨主張する。

しかし、そのような問い合わせをしなければならない旨を定めた規定は存在しないのであるから、日々生じる膨大な数の放置自転車のすべてにつき、区長がそのような問い合わせをすべき法的義務を負うと解することはできない。

ウ　さらに原告は、所有者が放置自転車の撤去以前に捜査機関に対して当該放置自転車の盗難に係る被害届を提出した事実が確認できた場合に限り撤去費用等を徴収しないとする規則が著しく合理性を欠くものである旨主張する。

しかし、本件撤去費用等の徴収について適用される規則によれば、区長は

所有者から撤去自転車が盗難により放置されたものである旨の申出があった場合において、当該自転車を撤去する前に捜査機関に当該自転車に係る盗難の被害届が提出されていることが確認できたとき

当該申出が真実であると客観的に認められるとき

上記のほか、特に必要があると認めるとき

は、撤去費用等を徴収しないものとする旨規定されている。

日々膨大な数の放置自転車が生じており、放置自転車が盗難等により放置されたものであるか否かを判断することは容易ではない。規則において撤去費用等を徴収しないとされているのは、　の場合に限られず、　又は　の場合にも撤去費用等を徴収しないこととされていることは十分な合理性があるものと認められる。

エ　そして、本件については、上記ウ の要件を満たしておらず、全証拠を精査しても、上記ウ 及び の要件を満たしていることを認めるに足りる証拠はない。

オ　以上のとおり、本件自転車の撤去及び保管並びに本件撤去費用等の徴収はいずれも適法なものであり、本件撤去費用等の徴収が法律上の原因を欠くものであるということはできず、また、国家賠償法上違法であるということもできない。よって、原告の請求は理由がない。